

私たちは 結婚新生活を 応援します

令和8年度 草津市結婚新生活支援補助金

●申請期間

令和8年6月1日(月)

～令和9年2月26日(金)

●補助金額

住居費、リフォーム費用および引越費用を合算した金額

ただし、世帯当たり上限

29歳以下

60万円

39歳以下

30万円

※千円未満の端数があるときは、切り捨て

※年齢区分は、婚姻日時点の年齢で夫婦のいずれかの高い方による

●対象となる経費

令和8年4月1日から令和9年2月26日までの間に婚姻を機に要した費用で
同期間に支払いが完了しているもののうち、以下に該当するもの

住居費

草津市内で居住する新居の購入または賃借に要した費用のうち、購入費、
賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料ならびに賃貸借契約書に記載があり、かつ、
契約の条件になっている鍵の交換費用、清掃費用、賃貸保証料、火災保険料および
更新料が対象

※賃料については、勤務先から住宅手当が支給されている場合等は、住宅
手当分に相当する費用を除く

※婚姻日より前に物件を購入または賃借した場合は、婚姻日から起算して
1年以内に婚姻を機に取得または賃借したものに限り

リフォーム費用

草津市内で居住する住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の
維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

※婚姻日より前に実施したリフォームについては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に
実施したリフォームに限る

引越費用

草津市内への引越に要した費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った費用



※予算がなくなり
次第終了します。

●対象となる新婚世帯

次の①～⑨全てに該当する世帯

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている世帯
ただし、市区町村への婚姻の届出に限る(婚姻届の提出、戸籍への記載)
- ② 申請時点で、夫婦の双方または一方の住民票の住所が草津市内であり、かつ申請する住
宅の住所と一致している世帯
- ③ 婚姻日時点で、夫婦ともに39歳以下の世帯
- ④ 所得証明書をもとに、令和7年分の夫婦の合計所得金額を合算した金額が500万円未満
- ⑤ この補助金の交付を受けたことがない世帯
- ⑥ 夫婦いずれの者も、草津市税および国民健康保険税の滞納がない世帯
- ⑦ 本市、他市区町村または都道府県において同様の交付を受けていない世帯
※夫婦の一方が同様の補助金の交付を受けたことがある場合は、対象となる可能性があります。
別途お問い合わせ下さい。
- ⑧ 3年以上継続して草津市に居住する意思がある世帯
- ⑨ 下記に掲げる講座等のうちいずれか1つを交付決定年度内に夫婦ともに受講した世帯
・ライフデザイン支援講座(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む)
・プレコンセプションケア(若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き
合うこと)に関する講座
・医療機関への妊娠・出産に関する相談
・共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む)

※令和9年2月27日から3月31日の間に婚姻届を提出される方は、別途お問い合わせ下さい。

※申請書類の提出はさわやか保健センター2階こども若者政策課へ直接持参(郵送申請、窓口時間外の受付はできません)

※申請に必要な書類は、窓口で配布するほか、草津市のホームページからもダウンロードできます。

※令和7年度に同補助金の交付を受けた世帯であって、限度額に達していない方は、申請前に別途お問い合わせ下さい。

お問い合わせ先 草津市役所 こども若者部 こども若者政策課(さわやか保健センター2階)
TEL:077-562-7882 FAX:077-561-6780
E-mail:kowaka@city.kusatsu.lg.jp